



Title	求職者手数料の規制とその系譜
Author(s)	小嶋, 典明
Citation	阪大法学. 2014, 64(3-4), p. 7-38
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71517
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

求職者手数料の規制とその系譜

小 寫 典 明

- 一 はじめに——求職者手数料の現状
- 二 戦前——府県レベルの規制
 - 1 庁府県令による手数料の標準額等の設定
 - 2 許可制の全国化——営利職業紹介事業（取締）規則
- 三 戦後——全国レベルの規制
 - 1 手数料規制の全国的統一——物価統制令の影響
 - 2 別表方式の定着——職業安定法施行規則
 - 3 姿を消した求職者紹介手数料——長すぎた空白期間
- 四 まとめにかえて——競争を必要とする紹介市場

一 はじめに——求職者手数料の現状

厚生労働省「平成二四年度職業紹介事業報告の集計結果」によれば、同年度に職業紹介事業者が徴収した手数料の総額は、二三四一億三五八万七千円。その九七・二％に当たる二三七五億二六三五万一千円は、平成一年の

職業安定法改正（同年十二月一日施行）により徴収が可能になった届出制手数料によって占められている。

平成一二年度における手数料の総額が八六七億二〇二万円、うち届出制手数料の額が五二八億五七七七千円（六一・〇％）であったことを思えば、この間における手数料、とりわけ求人企業から徴収する届出制手数料の伸び（手数料の総額が一四七四億一五三七万七千円増加する（二・七倍）なかで、届出制手数料は、さらにこれを上回る一七四六億六八五万四千円の増加（四・三倍）を記録）には目を見張るものがある。^①

これに対して、求職者から徴収する手数料の額は、平成一二年度の一九億一九四二万九千円が、平成二四年度には一三億五三〇一万円へと、逆に三割近く（二九・五％）減少していること（五億六六四一万九千円の減）が注目される。

その主な理由は、平成一年の法改正に伴い、「当分の間」の経過措置として、六職種（①家政婦、②配せん人、③マネキン、④調理士、⑤モデル、⑥芸能家）を対象に、求職者から徴収することが認められた求職受付手数料の額が、この間に大幅に減少した（一八億四三五七万九千円が一億五六四九万円へと、六億八七〇八万九千円減。減少率三七・三％）ことにあるが、法改正により、限定的にせよ、三十数年ぶりに徴収が可能になった求職者紹介手数料にしても、依然として二億円を下回る水準にとどまっている（平成二四年度、一億九六五二万円。その七二・二％に当たる一億四一八九万円を、モデルおよび芸能家の求職者紹介手数料が占める）^②。

求職者手数料、なかでも求職者紹介手数料の規制緩和に現場で取り組んだ者にとっては、ショッキングな数字ではあるが、現実として受け入れる以外にない。わざわざ手数料を払わなくても、それなりの紹介サービスは受けることができる。紹介事業者にとっても、良い人材を求人企業に提供するためには、できるだけ多くの人材をかかえておく必要がある。求職者に無料で紹介サービスを提供することによって、それが可能になるのであれば、

そのコストは無視して差し支えはない。こう考えれば、求職者手数料の現状にも一応、納得はいく。

ただ、こうしたビジネス・モデルも、手数料規制の存在を抜きにしては語れない。求職者手数料の現状も、そのときどきの規制に紹介事業者が対応し続けたことの結果にすぎない。本稿の結論をあえて先にいえば、およそこのようになる。

二 戦前——府県レベルの規制

1 庁府県令による手数料の標準額等の設定

「明治維新後ニ於ケル紹介営業者ニ対スル取締法規ハ明治五年東京府ノ発シタル請宿規則ヲ以テ嚆矢」とする。その明治五年に生まれ、わが国における公的職業紹介の発展に大きく貢献した豊原又男（「東の豊原、西の八浜」と称される立役者の一人⁽³⁾）は、農商務省の囑託として行つた調査をとりまとめた『内外職業紹介業ニ関スル調査』（大正八年五月）のなかで、こう述べている。⁽⁴⁾

この請宿規則は、当初「手数料ハ給金ノ五分ニ制限」する旨を定めるものであったが、「明治十年十月警視本署発布」をもつて改正され、「請宿世話料ハ雇人ノ給料ノ一割ト定メ雇主及雇人ヨリ五分宛領収」するものに、その内容が改められる。⁽⁵⁾

「此後明治二十四年六月二十七日雇人請宿規則ヲ雇人口入営業取締規則ト改名シテ警察令第十一号ヲ以テ」これが公布され、その内容は「手数料ハ店内ニ掲示シテ雇主雇人双方ヨリ一割以内ト制限シ雇傭契約一年以上ニ渉ルモ手数料ハ一年分ノ給料額ヲ超過セス計算スル」ものと改められたが、「同二十六年六月手数料支払ヒノ際ニ於ケル契約期間内ニ解雇シタル場合ハ其ノ給料ニ依リ手数料ノ割戻ヲ為スヘキ規定」が追加されることになった。⁽⁶⁾

さらに「明治三十六年七月十三日ニ警視庁令第三十一号ヲ以テ」、その改正規則が公布され（これにより旧規則は廃止）、「手数料ハ前規則ノ通り十分ノ一ナルモ長期六ヶ月以上ト雖六ヶ月分以上ノ給額ニ依リ計算取得スルコトヲ禁シ、又給料未定者ノ手数料ヲ規定」するものとなった。⁽⁷⁾

以上が明治期の東京府における手数料規制の概要であるが、そこにいう「雇人口入営業取締規則」の変遷の跡を条文の形にして示すと、次のようになる。

○ 雇人口入営業取締規則（明治二四年六月二七日警察令第一一号）⁽⁸⁾

第一条 本則ニ於テ雇人口入営業ト称スルハ名称ノ如何ニ拘ラス手数料ヲ受ケ雇傭人ノ周旋ヲ為ス者ヲ云フ

第三条 雇人口入営業ヲ為サントスル者ハ所轄警察署ヲ経テ警視庁ニ願出免許ヲ受クヘシ

第九条 雇人口入手数料ハ雇主及雇人ヨリ受取ルヘキ額ヲ定メ店內見易キ場所ニ揭示スヘシ

第十条 手数料ハ雇主及雇人ノ双方ヨリ領収スル金高ヲ合シテ雇人ノ受クヘキ総給額十分ノ一以内ニ限ルヘシ但雇契約累年ニ渉ルモ一ヶ年分ヲ超過スルコトヲ得ス

第十一条 営業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ手数料ノ外報酬ヲ受クヘカラス

第十七条 本則……第十条第十一条……ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十七条第八号「旧刑法」警察ノ規則ニ違背シテ工商ノ業ヲ為シタル者」を処罰の対象とする規定——注——ニ依リ一日以上三日以下ノ拘留ニ処シ又ハ二十錢以上一円二十五錢以下ノ科料ニ処ス

○ 雇人口入営業取締規則（明治二六年六月の改正後の規定）⁽⁹⁾

第十條 手数料ハ雇給額十分ノ一以内トシ雇主及雇人ノ双方ヨリ領収スヘシ若シ雇期中解雇アリタルトキハ其給

額ニ割合手数料ヲ精算シ雇主及雇人ニ返却スヘシ但其手数料三十錢ニ滿タサルトキハ本文ノ割合ニ係ハラス雇主及雇人ヨリ三十錢領収スルコトヲ得

② 前項ノ手数料ハ雇契約累年ニ渉ルモ一ヶ年分ヲ超過スルコトヲ得ス

○ 雇人口入營業取締規則（明治三六年七月一三日警視庁令第三一號）⁽¹⁰⁾

第一條 本則ニ於テ雇人口入營業ト称スルハ名称ノ如何ニ拘ハラス手数料ヲ受ケ雇人ノ身元ヲ保証シテ雇傭ノ周旋ヲ業ト為スヲ謂フ

第二條 雇人口入營業ヲ為サムトスル者ハ……「一定額以上ノ」不動産ヲ有スル登記謄本又ハ土地台帳ノ謄本ヲ添付シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ支店ヲ開設セムトスルトキ亦同シ「但書、略」

第八條 營業者ハ手数料其ノ他所轄警察官署ノ指示事項ヲ店舗内見易キ場所ニ揭示スヘシ

第十一條 營業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ手数料ノ外報酬ヲ受クヘカラス

第十四條 手数料ハ雇傭契約期間内ニ受クヘキ雇給総額十分ノ一以内トス（雇給額ノ定マラサルモノハ其ノ所得ヲ一箇月ニ二五十錢以下ト見積ルコトヲ得）但契約期間六箇月以上ニ亘ルモノト雖モ其ノ手数料ハ六箇月分ノ雇給総額十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

② 前項ノ手数料一円ニ滿タサルトキハ一円迄領収スルコトヲ得

第十五條 手数料ハ雇傭契約確定シタル後雇主及雇人ヨリ各半額ヲ領収シ領収証書ヲ交付スヘシ 但シ其ノ殘額五十錢未滿ナルトキハ五十錢迄領収スルコトヲ得「但書は明治三六年一二月警視庁令第五三號による改正後の

規定——注」

② 雇傭契約期間内解雇スルトキハ其残期間ニ対スル手数料ヲ雇主及雇人ニ返却スヘシ

第二十条 営業者ニシテ左ノ各号ノ一二該当スルトキハ其ノ営業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ「以下、略」

四 本則ニ違背シ又ハ就業上不適當ト認メタルトキ

第二十一条 本則ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

他方、『内外職業紹介業ニ関スル調査』によれば、「此当時迄娼妓ノ雇傭周旋ヲ為スモノハ公認セラレス以上ノ取締規則ノ範圍外ト為シアリシカ、明治三十八年五月警視庁令第十六号「ヲ」以テ芸娼妓口入営業取締規則制定セラレ他ノ口入業ト兼業ヲ禁シ、其内容ハ略ホ同一ナルモ各別ノ法規ノ下ニ取締ヲ受クルニ至リ、而シテ明治三十九年六月前記二口入営業ハ所轄警察署ニ於テ許可スヘク改正セラル」運びとなつた。⁽¹⁾

「然ルニ明治四十年頃ヨリ会社員、店員、僕婢ノ如キ雇先ヲ一定ノ料金ヲ得テ告知スル営業続出シ、加之欧州戦乱後各種工業ノ勃興ニ依リ職工、工女ノ募集等盛トナリ、此等ニ対スル取締法規不充分ナルヲ以テ大正六年二月現行取締法規發布セラルルニ至レリ」と、同『調査』にはある。⁽¹²⁾

旧規則を廃止して、以下のように定めた「紹介営業取締規則」がそれである（なお、旧規則と同様、「紹介営業ヲ為サムトスル者ハ……所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ」と二条で規定⁽¹³⁾。

○ 紹介営業取締規則（大正六年二月一〇日警視庁令第一号）

第一条 本令ニ於テ紹介營業ト称スルハ營業トシテ左ノ行為ヲ為スヲ謂フ

一、芸妓娼妓酌婦ノ紹介又ハ周旋

二、事務員、船舶乗組員、店員、僕婢、其ノ他雇員ノ紹介又ハ周旋

三、職工、徒弟、労働者ノ紹介又ハ周旋

四、寄子（米搗、湯屋男、麵類職、杜氏、粉挽、妓夫、料理人、張物職、紺屋職ノ類）ノ紹介又ハ周旋

五、前各号ニ記載セシ者ノ雇先若ハ抱先ノ告知

第十三条 手数料ハ左ノ標準ニ依リ其ノ額及領収方法ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

一、前借金ノ場合ハ其ノ一割以下

二、日給及月給ノ場合ハ一円五十錢以下

三、第一条第五号ノ營業者ニシテ一週間以内告知シタルトキハ三十錢以下二週間以内告知シタルトキハ五十錢以下更ニ一週間ヲ増ス毎二十五錢以下ヲ通増ス

四、前各号ニ該当セサル場合ハ一円二十錢以下

第十四条 手数料ハ依頼者双方ヨリ各半額ヲ領収シ領収証書ヲ交付スヘシ但シ別段ノ契約アルトキハ一方ヨリ領収スルモ妨ケナシ

第十五条 營業者ハ手数料及其ノ領収方法其ノ他所轄警察官署ノ指示事項ヲ營業所内見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十八条 營業者ハ左ニ掲クル行為ヲ為シ又ハ為サシムルコトヲ得ス

八、名義ノ何タルヲ問ハス許可ヲ得タル手数料以外ニ金品ヲ受クルコト

第二十九条 左ノ各号ノ一二該当スルトキハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

二、本令ニ違反シ又ハ就業上不適當ト認メタルトキ

第三十條 本令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ料料ニ処ス

東京府においては、このように取締法規の整備が図られていったものの、⁽¹⁴⁾府県令による規制には、府県ごとにバラツキが生じざるを得ないという問題もあった。このことを評して、たとえば『内外職業紹介業ニ関スル調査』は、次のようにいう。

「紹介営業者ノ取締ハ未タ国法ヲ以テスルノ域ニ達セス、各府県令ヲ以テ之ヲ定メ居ルヲ以テ各地ニ於テ其ノ取締寛嚴一樣ナラサル点アリ、其ノ取締法規ヲ制定セサルモノアリ京都、長野、岩手、山形、秋田、石川、岡山、広島、愛媛、高知、宮崎等ノ如キ然リトス。其ノ他ニ於テハ名称ハ異ニスルモ何レモ取締規則ヲ設ケ取締ニ努メツツアリ」⁽¹⁵⁾。

そして、手数料については、以下のように述べる。

〔五、手数料〕

紹介業者ノ手数料ニ対シテハ營業出願ノ際之ヲ明記スルヲ要スルモノ、又ハ營業許可後認可ヲ受クルモノ、或ハ取締規則中ニ明記シタルモノ等各府県ニヨリ同一ナラスト雖、認可ノ制ニ依ルモノ多数ナリトス、今一二ノ例ヲ示サンニ。

警視庁ニ於テハ左ノ標準ニ依リ認可ノ制ヲ採レリ

一、前借金ノ場合ハ其ノ一割五分以下

二、日給及月給ノ場合ハ二円以下

三、一定ノ給料又ハ前借金等無キ場合ハ一円五十錢以下

四、里子及乳母ノ紹介ノ場合ハ七円以下

五、告知ノ場合ハ一週間以内告知シタルトキハ三十錢以下二週間以内告知シタルトキハ五十錢以下更ニ三週間ヲ増ス毎二十五錢ヲ遞増ス

六、第一号乃至第四号ノ手数料ハ雇主抱主又ハ預ケ主ヨリ六分以上第五号ノ手数料ハ被告知者ヨリ金額ヲ領収セシムルモノトス

埼玉県ノ如キハ取締規則ニ於テ營業者ノ受クヘキ紹介料ハ、左ノ標準額ヲ超過スルコトヲ得スト規定セリ。

一、芸妓娼妓 七円以下

二、酌 婦 三円以下

三、其ノ他ノ雇人 一円五十錢以下

紹介料ハ雇傭契約確定後雇主及雇人ヨリ各半額ヲ受領シ領収証ヲ交付スヘシ

群馬県ニ於テモ取締規則ニ於テ周旋料ハ雇傭契約ニ依リ受クヘキ給金額ノ十分ノ一以内トス、其契約期間六ヶ月以上ニ渉ルトキハ最初ノ六ヶ月間ニ受クヘキ給金額ニ依リ之ヲ定ム、但シ左ノ制限内ニ於テ雇傭当事者ト周旋料ノ協定ヲ遂ケタル場合ハ此ノ限ニアラス。

一、契約期間三ヶ月以内ニアリテハ金一円以内

二、契約期間六ヶ月以内ニアリテハ金二円以内

三、契約期間一ヶ年以内ニアリテハ金三円以内

四、契約期間一ヶ年以上又ハ期間ヲ定メサルモノ「二」アリテハ金五円以内

北海道ニ於テハ取締規則ニテ口入手数料ハ給金ノ十分ノ一以内トシ契約者双方ヨリ半額宛ヲ受領スヘシ、但シ契約者双方ノ承諾アリタルトキハ其ノ受領金額ヲ平分セサルモ妨ナシトセリ。

凡ソ以上ノ如シト雖、認可ノ標準ニ至リテハ各県下ニ於ケル旧慣等ニヨリ区々ナル点アリテ給料額ノ十分ノ一ヲ双方ヨリ折半受領スルモノ多キカ如シ、尚ホ各府県何レモ其手数料ハ店内見易キ場所ニ掲示スヘキ規定ヲ設ケタリ。⁽¹⁶⁾

なお、警視庁令として制定された東京府の「紹介営業取締規則」は、その後の改正により、遅くとも大正一〇年までは、手数料について定めた規定が、次のように改められることになる。⁽¹⁷⁾

第十三条 手数料ハ其ノ額及其ノ領収方法ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

② 所轄警察官署ハ必要アリト認ムルトキハ手数料ノ額及領収方法ノ変更ヲ命スルコトヲ得

第十四条 削除

第十五条 (変更なし)

手数料をいくら、どのような方法で徴収するかは、もっぱら所轄警察官署が決める。手数料の額や、雇主と雇人の双方で手数料を折半するというその領収方法に関する標準(基準)は、もはや明示のものとしては存在しない。認可というよりは、むしろ自由裁量の許可に近い。そうした仕組みへと、手数料規制はその姿を変えたといえる。ただ、時期的にみても、これを統制経済の発露とみることは大きな無理がある。対象となる職種が多岐にわたる以上、標準を定めても、それを徹底できない。思うに、規則改正の背景には、そんな行政サイドの事情があった。こういったも、おそらく大過はあるまい。

2 許可制の全国化——営利職業紹介事業（取締）規則

大正一〇年に制定をみた職業紹介法（同年七月一日施行）は、その一四条で「有料又ハ営利ヲ目的トスル職業紹介事業ニ関シテハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定する。これを受けて制定されたものに、次のように定める「営利職業紹介事業取締規則」（昭和二年一月一日施行）がある。⁽¹⁸⁾

○ 営利職業紹介事業取締規則（大正一四年二月一九日内務省令第三〇号）⁽¹⁹⁾

第一条 本令ニ於テ職業紹介事業ト称スルハ営利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ謂ヒ紹介業者ト称スルハ営利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ営ム者ヲ謂フ

第二条 「第一項」 職業紹介事業ヲ営ムトスルトキハ左記事項ヲ具シ事業所所在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

五 手数料額及其ノ領収方法

第七条 紹介業者ハ許可ヲ受ケタル手数料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス報償トシテ財物其ノ他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス

第十五条 地方長官ハ紹介業者本令又ハ本令ニ基キテ発スル命令若ハ処分ニ違反シタルトキハ其ノ事業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得地方長官ニ於テ紹介業者職業紹介事業ヲ営ムニ適セスト認ムルトキ亦同シ

第十七条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ拘留ニ処ス

一 第二条第一項……ノ規定ニ違反シタル者

第十八条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

一 …… 第五条乃至第十条…：ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第二十三條 本令ハ芸妓酌婦又ハ之ニ類スルモノノ紹介ニ関シテハ之ヲ適用セス⁽²⁰⁾

第二十四條 本令ハ有料職業紹介事業ニ之ヲ準用ス

それまで庁府県令に委ねられていた営利職業紹介事業の規制を、地方長官による許可制を採用することにより、全国的に統一することに、当該内務省令の目的はあつた（営利を目的としない有料職業紹介事業にも本令を準用）が、手数料に関しては、その額および領収方法ともに、許可基準が省令に明示されることはなかった。

さらに、昭和十三年には、職業紹介所の国営移管等を目的として、職業紹介法が全部改正され、新たに同一名称の職業紹介法が制定される。同法は、二条で「何人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ」と規定する一方で、附則二一条において「本法施行ノ際現ニ行政官庁ノ許可ヲ受ケ有料又ハ営利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ引続キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得」（一項）と規定したことから、これを受け、以下のように定める「営利職業紹介事業規則」が制定をみることになる（いづれも、同年七月一日施行⁽²¹⁾）。

○ 営利職業紹介事業規則（昭和十三年六月二十九日厚生省令第一七号⁽²²⁾）

第一条 本令ハ職業紹介法（以下法ト称ス）第二十一条ノ規定ニ依ル有料又ハ営利ヲ目的トスル職業紹介事業ニ之ヲ適用ス

第二条「第一項」 有料又ハ営利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者（以下紹介業者ト称ス）ハ……手数料額若

ハ其ノ領収方法……ヲ変更セントスルトキハ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第六条 紹介業者ハ許可ヲ受ケタル手数料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ報償トシテ財物其ノ他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ズ

第十七条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

一 第二条第一項……第三条乃至第七条……ノ規定ニ違反シタル者

第二十條 本令中地方長官トアルハ……東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス

第二十一條 本令ハ法第十五條第一項ノ規定ニ依リ指定スル職業「法第二条の規定が適用を除外される」主務大臣ノ指定スル職業」、芸娼妓の職業を指す——注」ノ職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ

ここでも、手数料に関する許可基準は示されなかったとはいえ、現実には、国家総動員体制のもと、手数料の額およびその領収（徴収）方法のいずれもが、画一的ともいえる統制を受けることになった。たとえば、東京府学務部職業課『営利職業紹介業に関する調査』（昭和一四年四月）によれば、東京市内（一二二件）の場合、手数料を雇主から七割（二一〇銭）、求職者から三割（九〇銭）それぞれ徴収するものが九五・五％（二〇七件）を占め、それ以外のものは四・五％（五件）を数えるにすぎなかったという。²³⁾

ただ、母数となる件数こそ極端に少ない（九件）ものの、三多摩郡では、東京市内とは違い、右の典型的ケースは半数を下回っている（四件、四四・四％）²⁴⁾。こうした例外もあったことには、注意を必要としよう。

三 戦後——全国レベルの規制

1 手数料規制の全国的統一——物価統制令の影

昭和二年の第一回特別国会において制定をみた職業安定法（同年二月一日施行）は、三二条三項で「有料で又は営利を目的として職業紹介事業を行う者は、労働大臣の許可を受けた金額を超える手数料その他の報償金を受けてはならない」と定めるとともに、同法施行規則二三条一〇項は「有料で又は営利を目的として職業紹介事業を行う者が徴収する手数料の最高額は、別にこれを定める」と規定する。

職業安定法施行規則と同時に、右規定を具体化するものとして制定されたのが「昭和二年二月総理庁令・労働省令第一号」であり、そこでは、手数料について次のような定めが設けられることになる。

○ 昭和二年二月二九日総理庁令・労働省令第一号（有料で又は営利を目的として職業紹介事業を行なわうとする者が納付する許可料の額並びにその者が徴収する手数料の最高額²⁵）

第二条 規則第二十三条第十項の規定により、有料で又は営利を目的として職業紹介事業を行う者が、徴収する手数料は、求人及び求職の申込を受けた際の受付手数料並びに求人を充足し又は求職者を就職させた際の紹介手数料とし、各々次に掲げる額を超えてはならない。

一 受付手数料 一件につき三十円

二 紹介手数料

（一）雇用期間が一箇月以上の場合

就職した者が最初の一箇月に支払われた賃金総額の一割以内。但し、最初の一箇月の終りに徴収するものとする。

(二) 雇用期間が一箇月未満の場合

就職した者の雇用期間に支払われた賃金総額の一割以内。但し、雇用期間の終りに徴収するものとする。

第三条

有料で又は営利を目的として職業紹介事業を行う者が、その徴収しようとする手数料につき、前条に規定する額並びに算出方法と異なる定をなそうとするときは、労働大臣並びに物価庁長官の許可を受けなければならない。

手数料の最高額には、戦後ポツダム勅令の一つとして制定をみた物価統制令（昭和二十二年三月三日施行）に規定する「統制額」としての一面があり、その額は、職業安定法施行規則のみならず、物価統制令にも根拠を置く命令⁽²⁶⁾によって、これを定める必要があった。手数料の最高額が、当初、なぜ職業安定法施行規則（労働省令）によって定められなかったのか。その理由は、簡単にいえば、ここにあった。

物価統制令の目的は「終戦後ノ事態ニ対処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ル」（二条）こと⁽²⁷⁾にあったが、敗戦後のわが国にとって、物価の安定がきわめて重要な課題であったことはいまでもない。しかし、そのために、手数料の最高額が人為的に抑えられた感もある。

高級煙草とはいえ、ピース一箱がヤミでは六〇円した時代。⁽²⁸⁾一件当たりの受付手数料が、その半額（五本分）というのはいかがなものか。賃金一ヶ月分の一割を上限とする紹介手数料にしても、先にみた賃金六ヶ月分の一割を上限とする戦前の「スタンダード」と比べると、やはり厳格にすぎる。

その後、手数料の最高額を定めた命令は、二度の全面改正を経験することになるが、こうした初期設定が大きく変わることはなかった。たとえば、物価統制令を根拠規定とする命令としては最後のものとなった「昭和二十六年労働省令・経済安定本部令第一号」(同年二月一日施行)には、次のような定めが置かれることになる。

○ 昭和二十六年一〇月二十九日労働省令・経済安定本部令第一号 (有料の職業紹介事業を行おうとする者が納付する許可料の額及びその者が徴収する手数料の最高額)³⁰⁾

(手数料の種類)

第二条 法第三十二条第六項に規定する実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者が徴収する手数料は、求人又は求職の申込を受けたときの受付手数料及び求人を充足し、又は求職者を就職させたときの紹介手数料とする。

(手数料の最高額)

第三条 前条の手数料は、別表に掲げる限度を超えてはならない。

(手数料の徴収方法)

第四条 受付手数料は、求人又は求職の申込を受け付けたときに徴収し、紹介手数料は、日日雇い入れられる者の場合は就労した日に、その他の者の場合は雇い入れられた期間が一箇月に満たない者についてはその期間の末日に、一箇月以上の者については最初の一箇月間の末日に徴収するものとする。

2 紹介手数料は、求人者及び求職者の双方又は一方から徴収するものとする。

3 求人者及び求職者の双方から紹介手数料を徴収する場合は、双方から徴収する紹介手数料の合計について別

表を適用する。
別表

料数手紹介		料数手付受		区 別	
二、雇い入れられた期間が一箇月以上の者（日日雇い入れられる者で引続き一箇月を超えて同一の雇用主に雇い入れられた者を除く。）及び雇い入れられた期間が一箇月に満たない者	一件につき五十円	二、求職受付の場合 一件につき三十円	一、求人受付の場合 一件につき三十円	実費職業紹介事業の場合	
				最 高 額	徴収回数 の 限 度
二、雇い入れられた期間が一箇月以上の者（日日雇い入れられる者で引続き一箇月を超えて同一の雇用主に雇い入れられた者を除く。）及び雇い入れられた期間が一箇月に満たない者	一件につき五十円	二、求職受付の場合 一件につき三十円	一、求人受付の場合 一件につき三十円	営利職業紹介事業の場合	
				最 高 額	徴収回数 の 限 度

そこにある実費職業紹介事業と営利職業紹介事業の区分は、昭和二十四年の職業安定法改正（同年五月二〇日施行）によって導入されたものであり、このような状況は、労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）が施行される日の前日（昭和六十二年六月三〇日）まで続く。

また、営利職業紹介事業であっても、雇用期間が一月に満たない者については、徴収可能な紹介手数料の最高額が従前の八割を限度とするものに変わっていることが、右の別表からはわかる。しかし、手数料の額が減少すれば、一方で紹介サービスの質もまた低下する。その意味で、手数料は安ければ安いほどよいといえるほど、単純な問題ではない。物価の抑制という要素はあつたにせよ、こうした規制強化が本当に必要であつたのか。大いに疑問といわざるを得ない。

2 別表方式の定着——職業安定法施行規則

経済白書が「もはや戦後ではない」と宣言した昭和三二年。手数料規制は、ようやくして労働省令である職業安定法施行規則の手に、全面的に委ねられることになる。同年三月三十一日に公布され、翌四月一日から施行された労働省令第六号がそれであり、改正後の施行規則は、次のように定めることになった。

○ 昭和三十一年三月三十一日労働省令第六号（改正後の職業安定法施行規則）※ なお、一三項に該当する規定は、制定当初から存在した⁽³¹⁾

（第三十二条に関する事項）

第二十四条

11 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者が徴収する手数料は、受付手数料及び紹介手数料とし、その額は、別表第二の定めるところによる。

12 前項の受付手数料及び紹介手数料の徴収については、次の各号に掲げるところによる。

一 受付手数料は、求人又は求職の申込を受理したときに、それぞれ求人者又は求職者から徴収するものとする。

二 紹介手数料は、求職者が同一の者に、一箇月以上雇用された場合にはその雇用された日から一箇月を経過した日に、一箇月に満たない期間雇用された場合にはその期間の末日（日日雇用される場合には、その雇用された日）に、求人者及び求職者の双方又は一方から徴収するものとする。この場合において、求人者及び求職者の双方から徴収するときは、紹介手数料の額の合計額は、前項の額をこえてはならない。

三 一箇月に満たない期間を定めて雇用される者の紹介手数料については、その者が同一の者に引き続き一箇月以上雇用された場合には、その者について、その雇用された日から一箇月を経過した日以後は徴収しないものとし、その雇用された日から一箇月を経過した日までの間にその者からすでに徴収した紹介手数料の合計額と同一の者に一箇月以上雇用された場合における紹介手数料の額との差額を徴収することができる。

13 有料の職業紹介事業を行う者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、料金表及び業務の運営に関する規定を掲示しなければならない。

別表第二

区 別		実費職業紹介事業		営利職業紹介事業	
受付手数料の額		一 求人者の申込を受理した場合	一件につき三十円以下	一件につき五十円以下	
二 求職の申込を		一件につき三十円以下（但し、同一の求職者に係る求職の申込の受理が一箇月間に三	一件につき五十円以下（但し、同一の求職者に係る求職の申込の受理が一箇月間に三		

紹介手数料の額	受理した場合	件をこえる場合においては、三件に相当する額以内)	件をこえる場合においては、三件に相当する額以内)
	一 雇用された期間が一箇月に満たない者 二 同一の者に一箇月以上雇用された者	一件につき五十円以下（但し、同一の求職者に係る紹介が一箇月間に三件をこえる場合においては、三件に相当する額以内）	その雇用期間中に支払われる賃金総額の百分の八以下
	一件につき百円以下	その雇用期間中に支払われる賃金総額の百分の十以下	

その内容は、従前の規制内容を変更するものではなかったが、こうして別表で手数料の最高額を一覧にして示すスタイルは、職業安定法施行規則においても定着していく。ただ、紹介手数料を「求人者及び求職者の双方又は一方から徴収するものとする」制度のもとでは、理論上、紹介手数料の全額を求職者から徴収することも可能になる。単なる理屈の上での話ではあっても、行政としては、そうした可能性も視野に入れざるを得ない。

右の施行規則改正に続く、昭和三五年四月の規則改正（別表第二の改正規定は、同年六月一日施行）が、以下にみるように、紹介手数料の上限を一律に賃金の八%まで引き下げるなかで、徴収可能な期間を一ヶ月から三ヶ月に延長するという、いささか中途半端な結果（両にらみ）に終わったのも、こう考えれば十分に理解できる。

とはいうものの、求職者の保護にウェイトを置く行政にとって、手数料規制のあり方は、明らかに限界を迎えていた。こういったも、差し支えないであろう。

○ 昭和三五年四月一五日労働省令第一一号（改正後の職業安定法施行規則 ※ 一二項は旧一二項の改正規定、

旧一二項は削除、一三項は送りがなの修正のみ⁽³²⁾
(第三十二条に関する事項)

第二十四条

12 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行なう者が徴収する手数料は、受付手数料及び紹介手数料とし、その最高額及び徴収手続は、別表第二に定めるところによる。

別表第二

業事紹介職業費実		区 別	
紹介手数料	受付手数料	手数料の最高額	
一 同一の者に引き続き雇用された期間が一個月に満たない場合は、一件につき五十円。 二 同一の求職者が一個月間に三回を超えて雇用された場合は、三件に相当する額。	一 求職の申込みを受理した場合は、一件につき三十円。 二 同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一個月間に三件を超える場合は、三件に相当する額。	求人者の申込みを受理した場合は、一件につき三十円。	
		求人又は求職の申込みを受理したとき以降。	徴収手続
雇用された日から一個	賃金が支払われた日以降	求人者又は求職者から、それぞれ徴収する。	方 法
求人者又は求職者の双方又は一方から徴収する。			

業事介紹業職利営			
紹介手数料	受付手数料		
一 支払われた賃金の百分の八。 二 同一の者に引き続き三ヶ月を超えて雇用された場合は、三ヶ月以内の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の八。	一 求職の申込みを受理した場合は、一件につき七十円。 二 同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一个月間に三件を超える場合は、三件に相当する額。	求人者の申込みを受理した場合は、一件につき七十円。	同一の者に引き続き一个月以上雇用された場合は、一件につき百円。
賃金が支払われた日以降。	求人又は求職の申込みを受理したとき以降。		月を経過した日以後であつて、賃金が支払われた日以降。
一 求人者又は求職者の双方又は一方から徴収する。 二 支払われた賃金額に料金表に定められた率を乗じて得た額を超えて徴収してはならない。	求人者又は求職者から、それぞれ徴収する。		

3 娑を消した求職者紹介手数料——長すぎた空白期間

東京オリンピックが閉幕して間もない昭和三十九年二月、職業安定法施行規則は、その規定が以下のように改められることになる（別表第二の改正規定は、昭和四〇年二月一日施行）。

○ 昭和三十九年二月一七日労働省令第二六号（改正後の職業安定法施行規則³³）

（第三十二条に関する事項）

第二十四条「第一項」 法第三十二条第一項ただし書の美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業は、次に掲げるものとする。

- 一 美術家
- 二 音楽家
- 三 演芸家
- 四 法人、団体等における経営のための管理的職務を行なう者
- 五 科学技術者（科学研究者を含む。）
- 六 医師
- 七 歯科医師
- 八 獣医師
- 九 薬剤師
- 十 保健婦
- 十一 助産婦
- 十二 看護婦
- 十三 弁護士
- 十四 弁理士

- 十五 計理士
- 十六 通訳案内者
- 十七 理容師
- 十八 美容師
- 十九 調理士
- 二十 バーターテンダー
- 二十一 特別の技術を必要とする生菓子製造の作業に従事する者
- 二十二 特別の作法を必要とする配ぜんに従事する者
- 二十三 マネキン
- 二十四 映画演劇関係技術者
- 二十五 美術モデル
- 二十六 家政婦

注 一 項四号および一六号の職業（実線で表示、後の「経営管理者」「通訳」を追加。五号の職業（破線で表示、後の「科学技術者」）については、職業名を「科学者」から変更³⁴。なお、別表第二に言及した一二項については修正なし。

別表第2

区 別		手数料の最高額	徴収手続
実 費 職 業 紹 介 事 業	受付手数料	求人申し込みを受理した場合は、1件につき50円	求人申し込みを受理したとき以降求人者から徴収する。
		1 求職の申し込みを受理した場合は、1件につき50円 2 同一の求職者に係る求職の申し込みの受理が1月間に3件をこえる場合は、3件分に相当する額	求職の申し込みを受理したとき以降求職者から徴収する。
	紹介手数料	1 同一の者に引き続き雇用された期間が1月に満たない場合は、1件につき70円 2 同一の求職者が1月間に同一の者に3回をこえて雇用された場合は、3件分に相当する額	雇用された期間の末日以降求人者から徴収する。
		同一の者に引き続き1月以上雇用された場合は、1件につき140円	雇用された日から1月を経過した日以降求人者から徴収する。
営 利 職 業 紹 介 事 業	受付手数料	求人申し込みを受理した場合は、1件につき80円	求人申し込みを受理したとき以降求人者から徴収する。
		1 求職の申し込みを受理した場合は、1件につき80円 2 同一の求職者に係る求職の申し込みの受理が1月間に3件をこえる場合は、3件分に相当する額	求職の申し込みを受理したとき以降求職者から徴収する。
	紹介手数料	1 支払われた賃金の100分の10に相当する額 2 同一の者に引き続き3月をこえて雇用された場合は、3月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の100分の10に相当する額	賃金が支払われた日以降求人者から徴収する。

このうち、有料職業紹介事業の取扱職業の見直し（二四条一項の改正）は、「ホワイトカラーの外部労働市場における需給調整が必要であることが現実に認識されはじめたこと」によるものとされているが、省令改正の主たる狙いもここにあった。⁽³⁵⁾

しかし、民間事業者によるホワイトカラーの職業紹介を現実性のあるものとするためには、紹介手数料の引上げが必要不可欠となる。三ヶ月を上限とはするものの、支払われた賃金の八％ではなく、一〇％の紹介手数料の徴収を可能にする。営利職業紹介事業の場合、このときの改正点は以上に尽きるものであったが、規制緩和が一步進められたことに変わりはない。

ただ、こうした改革を実現するためには、紹介手数料の仕組みを、もっぱら求人者から手数料を徴収する制度に改める必要がある。行政サイドは、このように判断したといつてよい。仮に求職者紹介手数料を廃止すれば、今後さらに手数料の上限を引き上げる場合にも、それが容易になる。そうした読みもあつたに違いない。

三ヶ月の上限が六ヶ月に改められるには、なお四年余りの歳月を必要としたが、これを実現した昭和四四年七月一日の規則改正（別表第二の改正については、同年九月一日施行）⁽³⁶⁾をもつて、今日まで続く法定紹介手数料（現在の上限制手数料）の原型は、ほぼ完成をみることになる。

以来、平成一一年の職業安定法改正によって、求職者からの紹介手数料の徴収が例外的にせよ認められるまでの三〇年間（昭和四〇年を起点とすれば、三四年間）、求職者紹介手数料という概念は、わが国に存在しなかった。法令がそれを認めたからといって、求職者からの紹介手数料徴収を前提とせずに構築されてきた、業界のビジネス・モデルは、そう簡単には変わらないし、変えられない。空白期間があまりにも長すぎた。あるいは、こうもいうことができる。

なお、求職者紹介手数料には法令に定められた厳格な上限があつても、求人企業から徴収する届出制手数料にはそうした上限がない、⁽³⁷⁾というハンデイもある。そのような場合、通常の事業者であれば、前者ではなく、後者に絞つて、これを極大化する戦略を立てる。冒頭にみたように、現状はまさしくそうなっている。かけ声だけでは変わらない現実が、ここにはある。冷静に考えれば、こういうしかあるまい。

四 まとめにかえて——競争を必要とする紹介市場

求人者（雇主）と求職者（雇人）で、手数料を折半する。わが国においても戦前にはみられた、このような職業紹介モデルは、制度としてはシンプルでわかりやすい。当事者が支払うべき手数料の額が均等であれば、紹介業者が一方に偏つたサービスを提供することもない、といった効用も期待できる。

これに対して、求人者がつばら手数料を支払う、わが国における現在のシステムのもとでは、こうしたメカニズムが機能しないという問題がある。しかし、求職者を粗略に扱えば、そうした紹介業者には求職者が集まらず、紹介サービスそのものを求人者に提供できない、という市場における淘汰作用は、このようなシステムのもとでも機能する余地は十分にある。

評判が悪徳業者を駆逐する。こうした初歩的な市場機能に期待せざるを得ない現状には、いささか疑問もくはないが、そのためにも紹介市場は競争市場であることを必要不可欠とする。参入規制が排除されなければならない理由はここにある、といつても間違いはあるまい。⁽³⁸⁾

【後記】引用文中、旧漢字は、人名を除き、原則として新漢字に改め、明確な誤記と思われるものについても、正確な表記に改めている。

- (1) 平成一二年度のデータについては「平成一二年度民営職業紹介事業報告の集計結果」を参照。以下、同じ。
- (2) 求職受付手数料および求職者紹介手数料については、それぞれ、職業安定法施行規則第四項および同規則二〇条二項にその定めがある。このうち、求職者紹介手数料については、現在、①芸能家および②モデルのほか、③経営管理者④熟練技能者および⑤科学技術者に限定して、その徴収が認められているが、③⑤の場合、紹介による就職後の年収が七〇〇万円を超えることも要件とされている。なお、求職者紹介手数料に関するこれまでの規制緩和の経緯については、平成二五年四月一日に開催された規制改革会議の第二回雇用ワーキング・グループに筆者が提出した「雇用・労働分野の規制改革について」(資料4)を参照。
- (3) これら東西の先覚者については、労働省職業安定局監修・中島寧綱著『職業安定行政史』(社団法人雇用問題研究会、昭和六三年)七九頁以下を参照。そこにある「西の八浜」とは八浜徳三郎を指す。なお、同書の一部(一二九頁まで)は、一般財団法人日本職業協会のサイトで公表されている。
- (4) 冒頭の引用は、農商務省商工局編『内外職業紹介業ニ関スル調査』(大正八年五月、国立国会図書館・近代デジタルライブラリー(以下「近代デジタルライブラリー」という)所蔵)一二七頁による。
- (5) 前掲(注4)『内外職業紹介業ニ関スル調査』二二七―二二八頁を参照。なお、『警視庁令類纂』(警視庁御用書肆須原鐵二、明治二〇年一〇月、近代デジタルライブラリー所蔵)下巻七四四丁以下、七四六丁所収の該当条文(二一条)によれば、本文中の「領収」は「申請ク」となっている。
- (6) 前掲(注4)『内外職業紹介業ニ関スル調査』二二八―二二九頁を参照。
- (7) 前掲(注4)『内外職業紹介業ニ関スル調査』一三〇頁を参照。
- (8) 以下、引用は、警視総監官房第二部第三課編輯『警視庁令類纂』第三版(明治二五年三月、近代デジタルライブラリー所蔵)七三五丁以下による。
- (9) 以下、引用は、警視総監官房第一課記録係(編輯)『警視庁令類纂』第四版(明治二七年三月、近代デジタルライブラリー所蔵)八三三頁以下、八三四頁による。
- (10) 以下、引用は、警察講法会編輯局編纂『市民宝典法規顧問』(明治四三年八月、近代デジタルライブラリー所蔵)六一頁以下による。

- (11) 前掲(注4)『内外職業紹介業二関スル調査』一三二頁を参照。
 - (12) 前掲(注4)『内外職業紹介業二関スル調査』一三二頁を参照。
 - (13) 以下、「紹介営業取締規則」(当初規定)の引用については、豊原又男著『労働紹介』(丁未出版社、大正九年二月)三〇二頁以下に、附録の一部として所収されたものによる。なお、間宏監修・解説『日本労務管理史資料集』第三期第三卷『職業紹介事業』に収録された同書は、前掲(注4)『内外職業紹介業二関スル調査』の文体を改め、これに附録を追加したものであり、本文の内容に大きな変更はない。
 - (14) 明治二十六年二月一日に施行された地方官庁命令公布式(正式名称は「地方官庁ノ発スル命令ノ公布式」)は、庁府県令につき、次のように定めていた(以下、引用は、官報に掲載された制定当初の規定による)。
第二条 警視庁令、北海道庁令、府県令、島庁令及郡令ニハ其ノ警視庁令、北海道庁令、府県令、島庁令又ハ郡令ナルコトヲ明記シ警視総監、北海道庁長官、府県知事、島司又ハ郡長各之ニ署名シ公布ノ年月日ヲ記入シテ同日之ヲ公布スヘシ
 - 第二条**「第一項」 警視庁令、北海道庁令及府県令ヲ公布スルノ方法ハ警視庁令、北海道庁令又ハ府県令ノ定ムル所ニ依ル
- したがって、庁府県令が官報に掲載されることはなかったが、戦前の日本人はそれが法令(命令)の一種であることを小学校時代に教わっていた。たとえば、「法律の外に勅令・閣令・省令・府県令等の命令がある」とした、文部省『尋常小学国語読本』巻二二(日本書籍、昭和六年六月、近代デジタルライブラリー所蔵)八八頁以下、八九頁を参照。
- (15) 前掲(注4)『内外職業紹介業二関スル調査』一四九頁。
 - (16) 前掲(注4)『内外職業紹介業二関スル調査』一五三―一五五頁。
 - (17) 以下、引用は、東京市社会局編『紹介営業に関する調査』(大正一一年一〇月、近代デジタルライブラリー所蔵)二一八頁以下、二二三―二四頁による。
 - (18) 「営利職業紹介事業取締規則」制定の背景については、労働省編『労働行政史』第一卷(労働法令協会、昭和三十六年三月)五四五頁以下を参照。
 - (19) 以下、引用は官報による。なお、「営利職業紹介事業取締規則」は、前掲(注18)『労働行政史』第一卷の五四七頁以

下にも収録されている。

(20) なお、芸妓酌婦等については、その後も庁府県令の規制に委ねられることになった。たとえば、従前の規則に代えて、昭和元年二月二八日警視庁令第四号として公布され、翌二年一月一日から施行された東京府の「紹介営業取締規則」はこれまでと同様、「芸妓、娼妓、酌婦又ハ之ニ類スル者」の「紹介ヲ為ス」ことを規制対象となる紹介営業の筆頭（二条一号）に掲げる。なお、この改正規則は、大日本行政学会編『警視庁令全書』（昭和十二年九月、近代デジタルライブラリー所蔵）一二八頁以下に収録されている。

(21) 『営利職業紹介事業規則』制定の背景については、前掲（注18）『労働行政史』第一巻の七三三頁以下を参照。

(22) 以下、引用は官報による。なお、「営利職業紹介事業規則」は、前掲（注18）『労働行政史』第一巻の七三四頁以下にも収録されている。

(23) 東京府学務部職業課編『営利職業紹介業に関する調査』（昭和一四年六月、近代デジタルライブラリー所蔵）四頁、一〇頁を参照。

(24) 前掲（注23）『営利職業紹介業に関する調査』六七頁を参照。

(25) 以下、引用は官報による。

(26) このことは「昭和二年二月総理庁令・労働省令第一号」においては、条文中明確にされなかったものの、これを廃止することにより制定をみた「昭和三年一月総理庁令・労働省令第四号」（有料で又は営利を目的として職業紹介事業を行わうとする者が納付する許可料の額並びにその者が徴収する手数料の最高額、同年一月二六日施行）は、その制定文で、同令が「物価統制令第四条及び職業安定法施行規則第二十四条の規定により」定められたことに言及するものとなった。

(27) ちなみに、物価統制令は、今日なお、現行法令としての地位を維持しており、一条の規定内容も変わっていない。

(28) 職業安定法等が施行された昭和二年二月一日付けの読売新聞朝刊の記事（一月二二日の東京ヤミ物価）による。

(29) 前掲（注26）でみた「昭和三年一月総理庁令・労働省令第四号」が、一度目の全面改正命令に当たる。

(30) 以下、引用は官報による。

(31) 以下、引用は官報による。なお、職業安定法施行規則二四条一三項については、この間、規定内容を含め、変更をみ

なかった。

(32) 以下、引用は官報による。なお、職業安定法施行規則二四条旧一二項の規定内容は、省令改正により、概ね別表第二に吸収されたことができる。また、同条一三項については、「行う」が「行なう」と、その表記が改められることになった。

(33) 以下、引用は官報による（ただし、傍線は筆者による）。

(34) 労働大臣による許可の対象となる有料職業紹介事業（取扱職業）の変遷については、小寫「職業安定行政と規制緩和の方向」日本労働研究機構調査研究報告書一〇三号『労働市場・雇用関係の変化と法』（平成九年）一七二頁以下、一八二―一八三頁を参照。なお、同報告書は、現在、独立行政法人労働政策・研修機構（JILPT）のサイトで公表されている。

(35) このことに関連して、村山誠「補論 一九六〇年代後半に行われた職業紹介事業のあり方の見直し」島田晴雄・太田清編『労働市場改革』（東洋経済新報社、平成九年）一五四頁以下、一五七頁は、次のように述べる。「一九六〇年代半ば以降の制度改正によって、経営管理者（具体的には課長相当職以上の管理職）や通訳など幅広いホワイトカラーの取扱いが認められたことは、従来の姿勢からの大きな転換であったといえる」。本文中の引用も、同論文による。

(36) なお、実費職業紹介事業についても、昭和四四年の規則改正により、紹介手数料の額がわずかながら引き上げられる（昭和三九年改正後の別表第二に規定する「七〇円」が「九〇円」に、「一四〇円」が「一八〇円」に引き上げられる）ことになった。また、実費職業紹介事業という概念がなくなるまでに、その額は、二度の規則改正（昭和四九年および同五二年の改正）を経て、昭和五二年四月一日以降、最終的には前者が「二〇〇円」に、後者が「四〇〇円」に、それぞれ引き上げられることになる。

(37) このことに関連して、職業安定法三二条の三第四項は、以下のように規定する。

④ 厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料「届出制手数料――注」が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。

しかし、これを受けた通達「職業紹介事業の業務運営要領」（平成二六年四月）も、現在のところ、次のように述べるにとどまっていることに注意。「この手数料の額の種類、額その他手数料に関する事項が『明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当である。』と認められるとの判断については、①求人者、求職者の人種、国籍等により、手数料額に高低を設ける場合、②『その他付加的なサービス』のような包括的な区分が設けられる等、手数料の有無又は額が明確でなく、提供されるサービスの種類・内容と当該サービスを受けた場合の手数料額との対応関係が不明確であるかにより求職者からの申出等を契機として、手数料の水準等に関し、必要な調査等を行い、これに基づき判断するものであること」。

(38) 労働市場改革における競争環境の整備の重要性については、小島『労働市場改革のミッション』（東洋経済新報社、平成二三年）第一部「労働市場法の形成」を参照。